

— 生徒会選挙細則 —

本細則は、「東京都立東大和南高等学校生徒会選挙管理委員会及び選挙規約」第9条に基づき定める。

第1章 選挙管理委員会

- 第1条 本委員会の活動は「東京都立東大和南高等学校生徒会選挙管理委員会及び選挙規約」第1章第1条～第4条にそって行う。
- 第2条 本委員会は投票日より20日以前に選挙実施要項を定め、会員に提示しなければならない。
- 第3条 本委員は理由が明らかであり、本委員会が認めた場合にのみ辞任することができる。その際当該者の学級は後任を選出しなければならない。
- 第4条 本委員会は、立会演説会と所信表明演説会の開催及び司会を行う。

第2章 立候補

- 第5条 立候補届出締切は、「選出管理委員会及び選挙規約」第2章第5条にそって行う。
- 第6条 立候補をするには推薦者1名以上を必要とする。但し、その推薦者は他の立候補者の推薦者となることはできない。
- 第7条 立候補者は本委員会指定の用紙に必要事項を記入し、推薦代表者の署名をもち、本委員会本部に届け出る。
- 第8条 立候補者は2つ以上の役職を兼ねてはいけない。また推薦者になることはできない。
- 第9条 立候補の取り消し及び変更は、立候補届出締切日までに本委員会本部に届け出る。

第3章 選挙権及び被選挙権

- 第10条 立候補届出締切は、「選出管理委員会及び選挙規約」第2章第5条にそって行う。
- 第11条 立候補をするには推薦者1名以上を必要とする。但し、その推薦者は他の立候補者の推薦者となることはできない。

第4章 選挙運動

- 第12条 立候補者は本委員会指定の用紙に必要事項を記入し、推薦代表者の署名をもち、本委員会本部に届け出る。

第5章 立会演説会

- 第13条 立候補者は2つ以上の役職を兼ねてはいけない。また推薦者になることはできない。

第6章 投票及び開票

- 第14条 投票は「選出管理委員会及び選挙規約」第2章第6条にそって行う。
- 第15条 会員は本委員会が指定した投票所において、投票用紙をうけ、投票する。
- 第16条 総投票数が全会員の70%以下の場合、3日以内に再投票を行う。
- 第17条 本委員は投票を円滑に行うために、特別の係を置くことができる。
- 第18条 開票は即日本委員会が指定した開票所で行い、開票結果は翌日発表する。
- 第19条 開票は代表評議委員会の互選により選出された5名上の立会人を必要とする。但し立会人は立候補者及び推薦者であってはならない。

第7章 当 選

- 第20条 当選の認定は「選出管理委員会及び選挙規約」第2章第7条にそって行う。
- 第21条 信任投票は有効投票数の過半数をもって当選とする。過半数に達しなかった場合、「選出管理委員会及び選挙規約」第2章第8条にそって、その役職の再選挙を行う。
- 第22条 得票数が等しい場合、開票後3日以内に決選投票を行う。
- 第23条 有効投票数が総投票数の半数を超えていない場合、その役職について再投票を行う。
- 第24条 投票の有効、無効の判定は選挙実施要項に基づいて決める。
- 第25条 当選者は委員会の委員長を兼ねてはいけない。もし兼ねた場合、当該委員会において、委員長を除く役員の中から新たに委員長を選出しなければならない。

第8章 所信表明演説会

- 第26条 所信表明演説会は本委員会の主催で行い、当選者は本委員会の指定する方法で演説しなければならない。